

# News Letter



## いつもお世話になりありがとうございます！

### 「変更届」お忘れてではありませんか？

(担当：中村)

建設業許可をお持ちの方は、申請内容に変更が生じた場合、変更届の提出をしなければなりません。

【30日以内に変更届の提出が必要な変更事項】

商号・名称 営業所に関する変更(所在地・業種・新設・廃止) 資本金 役員の就退任

【2週間以内に変更届の提出が必要な変更事項】

令3条使用人の就退任 経営業務の管理責任者の交代  
専任技術者に関する変更(追加・削除・所属営業所の変更) 健康保険の加入状況 建設業の廃業

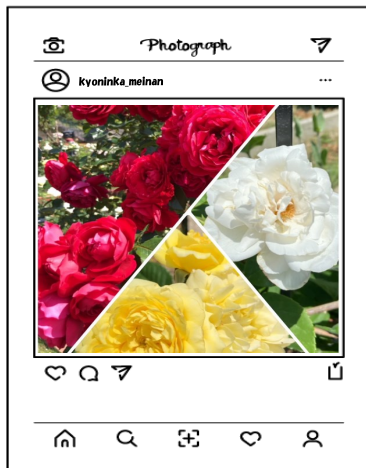
変更届の提出がなされていないと、5年毎の許可の更新ができなくなってしまうたり、さらには、

**「経営業務の管理責任者になっていた役員が退任(辞任)した」「専任技術者が退職した」という場合、後任の方がいないと許可の維持ができなくなってしまう恐れがあります。**

実際に変更が生じる前にご相談いただけますと、「許可の維持ができなくなりました!」という事態を防ぐことができますので、ぜひご相談ください。また、「もう既に変更が生じているけれど、変更届を提出していない!」という方がいらっしゃいましたら、行政書士法人名南経営までご連絡くださいませ。

※今回は建設業許可をピックアップしましたが、宅地建物取引業免許、産業廃棄物収集運搬業許可・処分業許可等のその他の許認可においても同様で、申請内容に変更が生じた場合はその都度変更届の提出が必要です。

## ～スタッフの日常～ (担当：松裏)



みなさん、こんにちは。  
急に寒暖差が激しくなりましたが、体調は崩されてませんか？  
私は、コロナ禍でおうち時間を過ごしているうちにすっかり出不精になってしまい、モノ作りや模様替えをして穏やかな日々を過ごしています。  
最近では、近くでお庭を開放しているお宅があり「バラ」を育ててみたくなりました。ガーデニングは全く得意ではありませんので無謀なチャレンジですが・・・  
乞うご期待ください！

## ★今月のお知らせ★

【監理技術者資格者証の申請方法が変更になりました】  
令和3年10月1日より、監理技術者資格者証の発行申請方法が変更になり、一般社団法人建設業技術者センターのHPで新しい手引きが公開されました。

主な変更点は次の2つです。

- ①電子申請化  
すべての申請及び変更届が電子申請の対象となります。
- ②実務経験による申請について  
実務経験の証拠資料として、工事の請負契約書や施工体制台帳などの提示が必要になりました。

詳しくは一般社団法人建設業技術者センターのHPでご確認ください。  
<https://www.cezaidan.or.jp/news/187.html>



## 行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ 「自由に使える10万円があったらしたいこと(ほしいもの)」

★大野 裕次郎★  
「冬用のスーツを買いたい!!」

★寺嶋 紫乃★  
「東京へ移転してしまった『くすのき』でディナー」

★松裏 浩子★  
「宿泊施設でドトックス体験とリフレッシュ」

★中村 桃子★  
「タブレットかPCの購入資金にします!」

★片岡 詩織★  
「ホームプロジェクターが欲しいです!」



〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F

行政書士法人名南経営

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>